【給与支払報告書（個人別明細書）の記載方法】

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※ | ※種別 | ※整理番号 | ※

支払を受ける者
※区分
(受給者番号) 123-456
(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
① 住所 佐伯市中村東町6番9号
(役職名)
氏名 (フリガナ) サイキ タロウ
佐伯 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	8,970,000	6,973,000	2,933,127	122,800

(源泉)控除対象配偶者の有無等		② 配偶者(特別)控除の額	③ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
			特定	老人			その他			特別	その他	
有	従有	老人		従人	内	従人	内	従人		内		
○		380,000					1		1			

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
1,533,327	115,000	44,800	140,000

（摘要）
④ 源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円 控除外額0円
前職分 （有）佐伯食品 給与:1,800,000円 社保:120,000円 源泉:25,000円 R6.4.30退職

⑤

生命保険料の金額の内訳								
新生命保険料の金額	24,000	旧生命保険料の金額	36,000	介護医療保険料の金額	48,000	新個人年金保険料の金額	53,000	旧個人年金保険料の金額	72,000

⑥

住宅借入金等特別控除の額の内訳							
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	H30 年 3 月 14 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	
住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	

⑦

(源泉・特別)控除対象配偶者							
(フリガナ)氏名	サイキ ハナコ 佐伯 花子	区分		配偶者の合計所得	0	国民年金保険料等の金額	176,460
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					基礎控除の額	

旧長期損害保険料の金額	19,600
所得金額調整控除額	47,000

⑧

控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				
1	(フリガナ)氏名	サイキ イチロウ 佐伯 一郎	区分	1	(フリガナ)氏名	サイキ ハルコ 佐伯 春子	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		
2	(フリガナ)氏名		区分	2	(フリガナ)氏名		区分	
	個人番号				個人番号			
3	(フリガナ)氏名		区分	3	(フリガナ)氏名		区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号				個人番号			
4	(フリガナ)氏名		区分	4	(フリガナ)氏名		区分	⑧'
	個人番号				個人番号			

⑨

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職				
就職	退職	年	月	日
○		6	5	1

⑩ 受給者生年月日

元号	年	月	日
昭和	45	4	1

支払者
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 （右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地 大分県佐伯市中村南町1番1号
氏名又は名称 株式会社 佐伯商事 （電話） 0972－22－3111

（市区町村提出用）

ここでは、特に注意していただきたい点を抜粋して記載しています。
詳しくは、国税庁ホームページの「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm】>>>

①⑩ 住所・個人番号・氏名・生年月日

住所は令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

②⑦ （源泉）控除対象配偶者の有無、配偶者（特別）控除の額

②（源泉）控除対象配偶者がいる場合は、「有」欄に○を付してください。また、控除対象配偶者が、昭和30年1月1日以前生まれの場合は「老人」欄にも○を付してください。「配偶者（特別）控除の額」欄には、控除額を記載してください。
⑦（源泉・特別）控除対象配偶者の氏名、個人番号、合計所得を記載してください。

③⑧ 控除対象扶養親族の数、障害者の数、非居住である親族の数

③配偶者以外の控除対象扶養親族の人数を記載してください。「老人」欄、「特別障害者」欄については左側（内書き）の欄に同居の人数も記載してください。
⑧控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名、個人番号について誤りのないよう記載してください。
※③の扶養親族の人数と⑧の扶養親族の氏名の数は必ず一致するように記載してください。
扶養親族が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」欄に01～04（国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」参照）の該当する数字を記載してください。

⑧' 退職手当の支払いを受ける配偶者（退職所得を除く合計所得金額が133万円以下）または扶養親族がいる場合には、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記載し、その前に（退）と付してください。

④ 摘要欄

年末調整をした給与等の場合は、令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。
最初に記載するなど、書ききれないことがないよう留意してください。

- ●実際に控除した年調減税額・・・「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」
- ●年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額・・・「控除外額×××円」
  （控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）
- ●合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合
  ・・・上記2点に加えて「非控除対象配偶者減税有」

中途就職者で、前職分を合わせて年末調整を行った場合は、支払者の氏名、給与支払金額、社会保険料等の金額、源泉徴収額及び退職日を記載してください。

退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除く合計所得金額が133万円以下）又は扶養親族がいる場合、その者の氏名（氏名の前には（退）と付す）、続柄、生年月日、住所、退職所得を除いた合計所得金額の見積額、障害の区分及び国外居住の状況並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載してください。

⑤ 生命保険料の金額の内訳

令和6年中に支払った生命保険料がある場合は、各種保険料の支払い金額を記載してください。

⑥ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分を記載してください。
年末調整で控除しきれない場合は、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額も記載してください。
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分は、下記のように記載します。

住：一般の住宅借入金等特別控除（増改築含む）
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除
※ 当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「（特）」、特別特定取得の場合は「（特特）」、特例特別特例取得の場合は「（特特特）」を付記します。

⑨ 本人該当の欄

本人が該当する欄に○を付してください。
・未成年者：平成19年1月3日以後に生まれて婚姻していない方。
・寡婦：所得500万円以下で配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合は、扶養親族を有する方。
・ひとり親：婚姻歴の有無に関わらず、所得500万円以下で、所得48万円以下の生計を一にする子を有する方。